

共済

NEWS

公告広報

No.143

## 公 告

平成27年三職共公告第14号

### 運営規則の一部変更について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成27年11月5日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 大 口 秀 和

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	平 松 和 代
電 話	(059)-228-2938

## 別紙

### 三重県市町村職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年三職共規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 18 条から第 19 条までを次のように改める。

（地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等）

第 18 条 地方公営企業法第 38 条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 17 条第 1 項及び附則第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第 38 条の規定の適用を受ける職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（特定地方独立行政法人の役職員の報酬等）

第 18 条の 2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 特定地方独立行政法人の役職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(海外派遣職員の報酬等)

第 18 条の 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 海外派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第 18 条の 4 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

2 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

(施行令第 2 条第 5 号に掲げる者の報酬)

第 18 条の 5 施行令第 2 条第 5 号に掲げる者に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。

(継続長期組合員の報酬等)

第 18 条の 6 継続長期組合員（法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 継続長期組合員に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第 18 条の 7 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。）の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(組合役職員の報酬等)

第 19 条 組合役職員（法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、三重県市町村職員共済組合職員給与規則（昭和 37 年三職共規則第 8 号。以下「職員給与規則」という。）に規定する給与のうち、同規則第 31 条及び第 32 条に規定する期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 組合役職員に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する期末手当等に含まれる手

当に相当するものとして運営規則で定めるものは、職員給与規則に規定する給与のうち、同規則第31条及び第32条に規定する期末手当及び勤勉手当とする。

第20条第1項中「掛金を」を「掛金等（法第114条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）を」に、「掛金に」を「掛金等に」に改め、同項ただし書き中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第2項中「掛金」を「掛金等」に改める。

附 則（平成27年11月5日三職共規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

## 三重県市町村職員共済組合運営規則の一部変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)</u></p> <p><u>第 18 条 地方公営企業法第 38 条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 17 条第 1 項及び附則第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。)第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 地方公営企業法第 38 条の規定の適用を受ける職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p>	<p><u>(派遣職員である組合員の掛金の標準となるべき仮定給料及び仮定期末手当等)</u></p> <p><u>第 18 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和 62 年法律第 78 号。以下「派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)である組合員に係る法第 139 条に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、派遣職員である組合員が派遣職員となることなく引き続き在職した場合に受けるべき給料に相当する額とする。この場合において、派遣職員の級については、派遣の直前に定められていた級によるものとし、昇給については昇給期間を 12 月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があったものとみなす。</u></p> <p><u>2 派遣職員の級については、前項後段の規定にかかわらず、派遣職員が派遣の直前に所属していた市町村に勤務している者で経歴、資格、勤続年数その他給料の決定の要素となるべき事項が当該派遣職員とおおむね同格と認められるものとの均衡上必要があるときは、理事長は、任命権者の意見を聞いて級を変更することができる。</u></p> <p><u>3 法第 139 条に規定する派遣職員である組合員に係る組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、派遣法第 7 条の規定により定めることとされた条例により支給される期末手当及び勤勉手当に相当する手当とする。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)</u></p> <p><u>第 18 条の 2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 特定地方独立行政法人の役職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</u></p> <p><u>(海外派遣職員の報酬等)</u></p> <p><u>第 18 条の 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律</u></p>	<p><u>(公社又は公庫等に転出した継続長期組合員の仮定給料及び仮定期末手当等)</u></p> <p><u>第 18 条の 2 法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員に係る同条第 1 項に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、継続長期組合員が同項に規定する公社職員又は公庫等職員となるために退職せず引き続き組合員として在職した場合に受けるべき給料に相当する額とする。この場合において、公社職員又は公庫等職員の等級については公社又は公庫等への転出の直前に定められていた等級によるものとし、昇給については昇給期間を 12 月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があったものとみなす。</u></p> <p><u>2 公社職員又は公庫等職員の等級については、前項後段の規定にかかわらず、公社職員又は公庫等職員が転出前に所属していた市町村に勤務している者で経歴、資格、勤続年数その他給料の決定の要素となるべき事項が当該公社職員又は公庫等職員とおおむね同格と認められる者との均衡上必要があるときは、理事長は、任命権者の意見を聞いて等級を変更することができる。</u></p> <p><u>3 法第 140 条第 1 項に規定する継続長期組合員に係る組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、継続長期組合員が公庫等から勤務の対象として受ける給与のうち、3 月を超えた期間ごとに受けるものとする。</u></p> <p><u>(公益的法人等派遣職員である組合員の仮定給料)</u></p> <p><u>第 18 条の 3 公益的法人等派遣職員である組合員に係る公益的法人等派遣法第 7 条第 3 項に規定する組合の運営規</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>第 78 号) 第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 海外派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p> <p><u>（公益的法人等派遣職員の報酬等）</u></p> <p><u>第 18 条の 4 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型</u></p>	<p><u>則で定める仮定給料は、同法第 2 条第 1 項の規定による派遣が行われず引き続き常勤の職員である組合員として在職した場合に受けるべき給料に相当する額とする。この場合において、公益的法人等派遣職員の等級については公益的法人等への転出の直前に定められていた等級によるものとし、昇給については、昇給期間を 12 月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があったものとみなす。</u></p> <p><u>2 公益的法人等派遣職員の等級については、前項後段の規定にかかわらず公益的法人等派遣職員が転出前に所属していた市町村に勤務する者で経歴、資格、勤続年数その他給料の決定の要素となるべき事項が当該公益的法人等派遣職員とおおむね同格と認められるものとの均衡上必要があるときは、理事長は、任命権者の意見を聞いて等級を変更することができる。</u></p> <p><u>（公益的法人等派遣職員である組合員の仮定期末手当等）</u></p> <p><u>第 18 条の 4 公益的法人等派遣職員である組合員に係る公益的法人等派遣法第 7 条第 3 項に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、公益的法人等派遣職員が公益的法人等から勤務の対償として受ける給与のうち、3 月を超えた期間ごとに受けるものとする。</u></p>



変 更 後	変 更 前
<p><u>インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 公益的法人等派遣職員に係る施行令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。</u></p> <p><u>（施行令第2条第5号に掲げる者の報酬）</u></p> <p><u>第18条の5 施行令第2条第5号に掲げる者に係る施行令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。</u></p> <p><u>（継続長期組合員の報酬等）</u></p> <p><u>第18条の6 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る施行令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の</u></p>	<p><u>（職員引継一般地方独立行政法人の役員である組合員の仮定給料）</u></p> <p><u>第18条の5 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人（以下「職員引継一般地方独立行政法人」という。）の役職員のうち役員である組合員に係る同条に規定する運営規則で定める仮定給料は、その支給を受ける給与のうち法施行令（昭和37年政令第352号）第5条第1号の規定により算出された金額に相当する給与とする。</u></p> <p><u>（職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の仮定給料）</u></p> <p><u>第18条の6 職員引継一般地方独立行政法人の役職員のうち職員である組合員に係る法第141条の2に規定する組合の運営規定で定める仮定給料は、その支給を受ける給与</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 継続長期組合員に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p> <p><u>（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）</u></p> <p><u>第 18 条の 7 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。）の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ</u></p>	<p><u>のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与とする。</u></p> <p><u>（職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員の仮定期末手当等）</u></p> <p><u>第 18 条の 7 職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員に係る法第 141 条の 2 に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、その支給をうける給与のうち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>等緊急事態派遣手当を含む。)</u>及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</p> <p>2 <u>職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る施行令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</u></p> <p><u>(組合役職員の報酬等)</u></p> <p>第19条 <u>組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)</u>に係る施行令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、三重県市町村職員共済組合職員給与規則(昭和37年三職共規則第8号。以下「職員給与規則」という。)に規定する給与のうち、同規則第31条及び第32条に規定する期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 <u>組合役職員に係る施行令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、職員給与規則に規定する給与のうち、同規則第31条及び第32条に規定する期末手当及び勤勉手当とする。</u></p>	<p><u>(組合役職員の掛金の標準となるべき仮定給料及び仮定期末手当等)</u></p> <p>第19条 <u>法第141条第1項に規定する組合役職員の掛金の標準となるべき仮定給料は、三重県市町村職員共済組合職員給与規則(昭和37年三職共規則第8号。以下「職員給与規則」という。)第2条に規定する給料に相当する給与とする。</u></p> <p>2 <u>法第141条第1項に規定する組合役職員に係る組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、職員給与規則第31条及び第32条に規定する期末手当及び勤勉手当とする。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p>(過払込みの掛金等)</p> <p>第 20 条 市町村が組合員の<u>掛金等</u>（法第 114 条第 1 項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分はその者の次回の<u>掛金等に</u>充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの<u>掛金等</u>があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき<u>掛金等</u>以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。</p>	<p>(過払込みの掛金等)</p> <p>第 20 条 市町村が組合員の<u>掛金を</u>超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分はその者の次回の<u>掛金に</u>充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの<u>掛金</u>があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき<u>掛金</u>以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。</p>